

# ZEBの普及に向けた国の取組

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降ひばくしてはいますが、建築物のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めています。

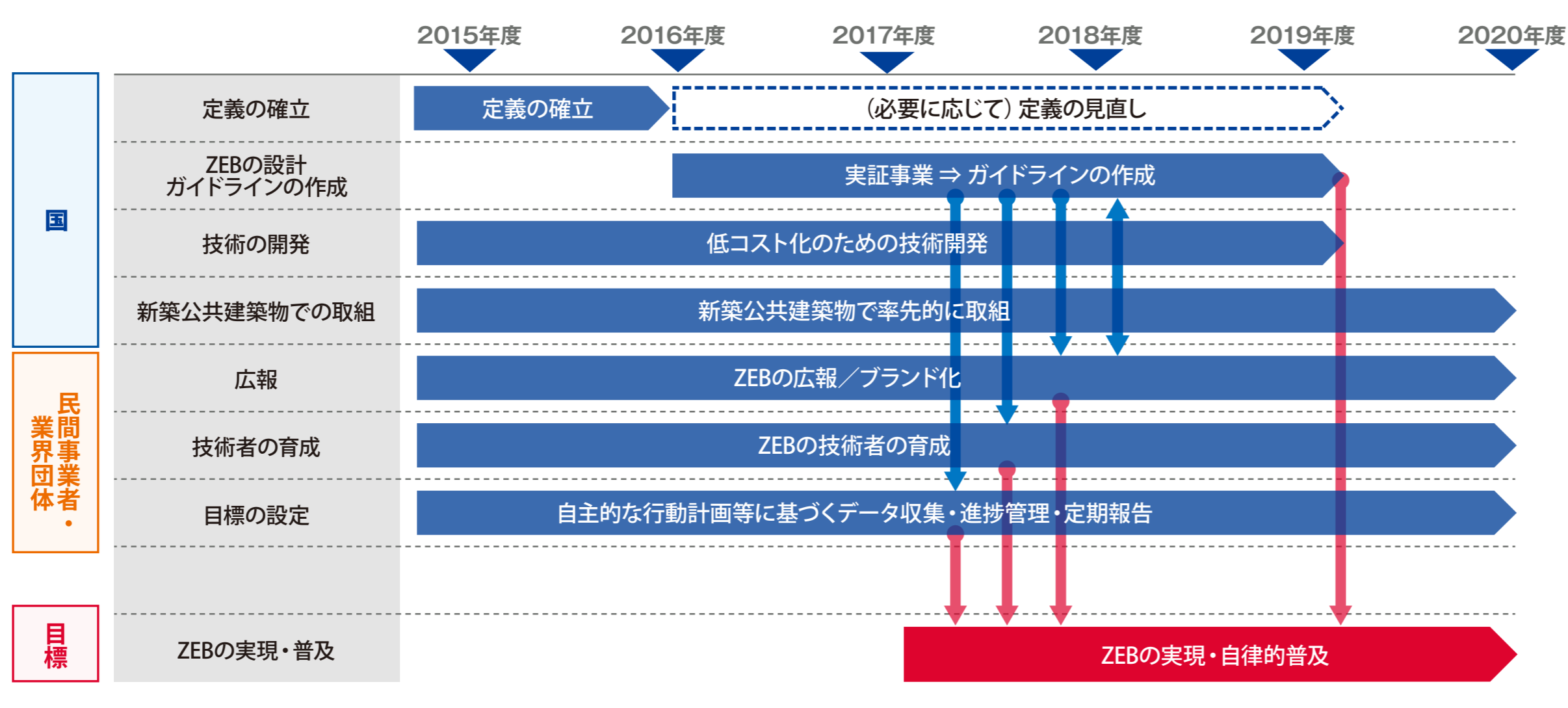
そこで建築物全体のエネルギー消費性能を向上させて行くために、2017年4月より建築物省エネ法の規制措置が施行されました。建築物に対する規制措置の内容は以下のとおりです。

延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上の建築物の新築時等 **省エネ基準の適合義務**

延べ面積300m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満の建築物の新築時等 **省エネ措置の届出義務**

## 「ZEBロードマップ」とりまとめ

### 課題に対する各主体の方向性



①ZEBの定義の確立 ②ZEBの実現可能性の検討 ③ZEBの普及方策をまとめたロードマップの策定を目的に、ZEBロードマップ検討委員会を設置して検討が進められました。

(ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ)  
2015年12月

## 「ZEB設計ガイドライン・パンフレット」整備

**設計技術者向け**  
用途別に作成  
ZEB化のための技術の組み合わせ(設計ノウハウ)  
当該技術の省エネ効果(建築物省エネ法における計算例)、追加コストなど  
実際の設計事例

ZEB設計ガイドライン  
ウェブサイト  
[https://sii.or.jp/zeb/zeb\\_guideline.html](https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html)

**施主向け**  
用途別のものを作成  
ZEB化によるメリット(省エネメリット、執務環境の改善等)  
ZEBの達成方法、実際の設計事例  
活用可能な支援制度等

ZEB設計ガイドライン・ZEBのすすめ  
ウェブサイト  
[https://sii.or.jp/zeb/zeb\\_guideline.html](https://sii.or.jp/zeb/zeb_guideline.html)

ZEBの設計手法、コスト、便益等の情報を共有し、認知度向上やノウハウ浸透を図るため、以下の「設計ガイドライン」及び「パンフレット」が整備されています。

### ZEB設計ガイドライン

対象業種	公開日	ダウンロード実績 (2017年10月25日時点)
中規模事務所編 [ver.0]	2017年2月15日	3,059
Webプログラム計算シート(中規模事務所編) [ver.0]	2017年2月22日	1,804
小規模事務所編 [ver.0]	2017年2月15日	2,449
Webプログラム計算シート(小規模事務所編) [ver.0]	2017年2月22日	1,510
老人ホーム・福祉ホーム編 [ver.0]	2017年5月16日	1,017
Webプログラム計算シート(老人ホーム・福祉ホーム編) [ver.0]	2017年5月16日	752
スーパーマーケット編 [ver.0]	2017年5月16日	828
Webプログラム計算シート(スーパーマーケット編) [ver.0]	2017年5月16日	694
		12,113

### パンフレット

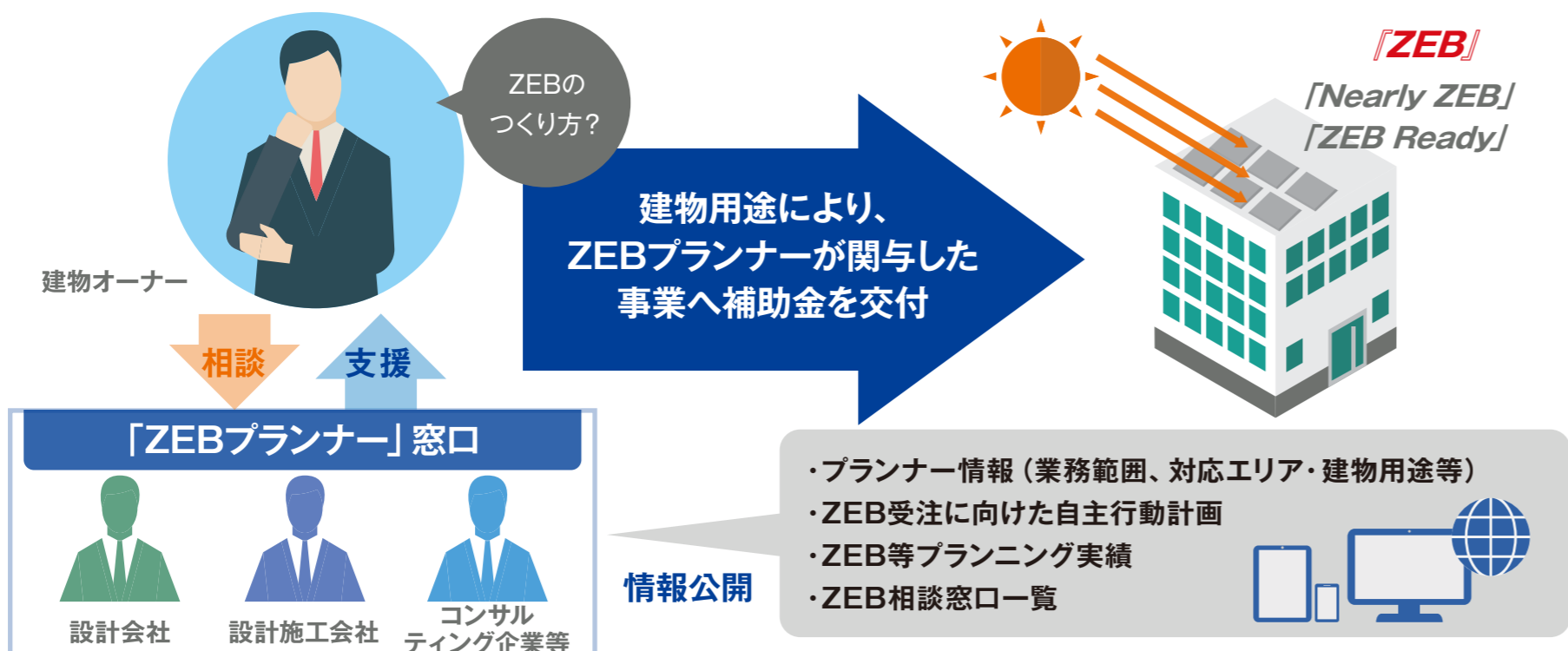
対象業種	公開日	ダウンロード実績 (2017年10月25日時点)
ZEBのすすめ(事務所編) [ver.0]	2017年2月15日	4,240
ZEBのすすめ(老人ホーム・福祉ホーム編) [ver.0]	2017年5月16日	1,324
ZEBのすすめ(スーパーマーケット編) [ver.0]	2017年5月16日	1,202
		6,766

# ZEBの普及促進に向けた国の施策



## 「ZEBプランナー登録制度」の新設

ZEBプランナー登録制度 (ZEBの技術者の育成、自主目標管理)



平成29年10月27日時点 ZEBプランナー登録件数: 58社 (設計38社、設計施工27社、コンサルティング50社 ※1社につき複数事業登録可)

ZEBプランナー一覧:  
<https://sii.or.jp/zeb29/planner/search>



ZEBの実現に向けたオーナーへの働きかけを積極的に行う設計会社、設計施工会社、コンサルティング企業等を「ZEBプランナー」として登録し、広く公表することによって優良なZEBプランナーの普及促進を図ります。

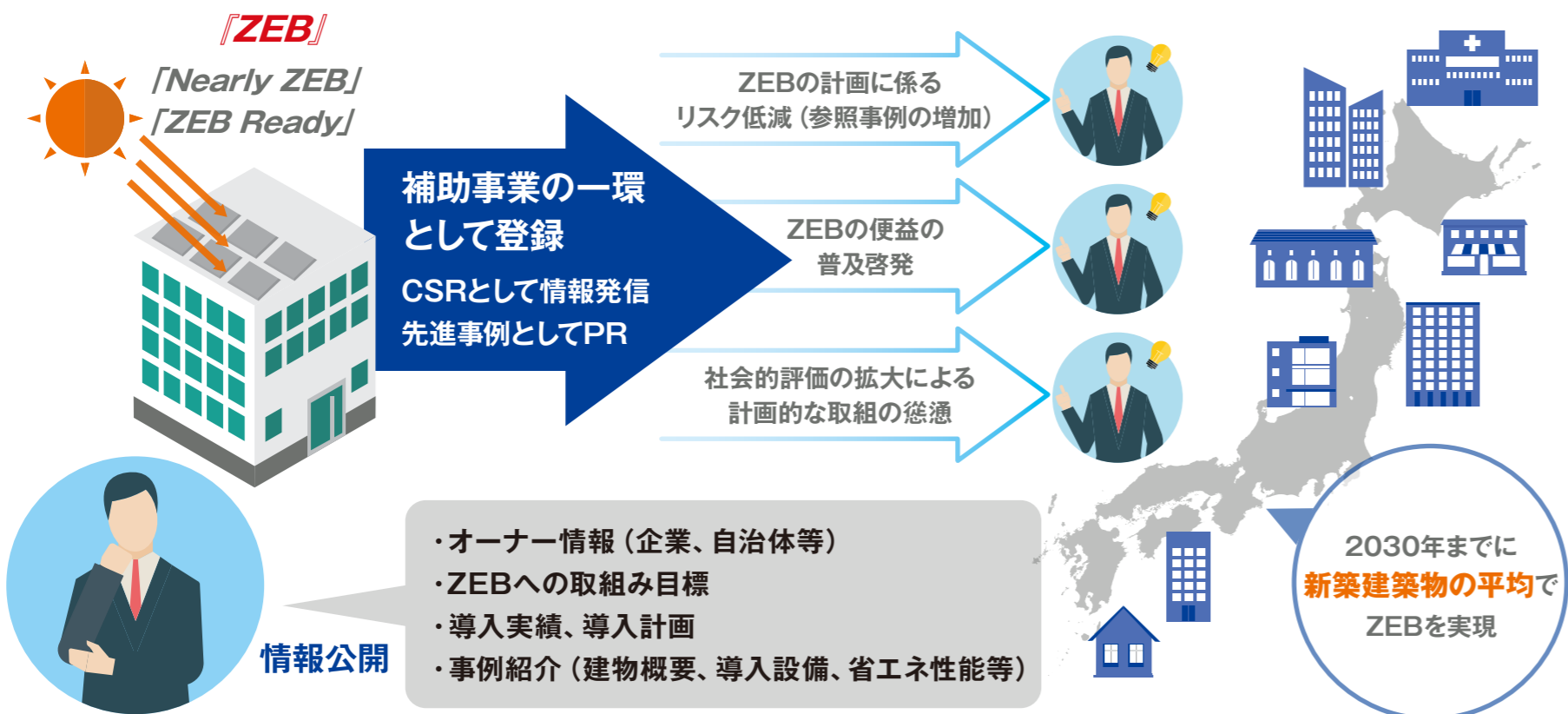
平成29年度以降のZEB実証事業では、建物用途により、ZEBプランナーが関与するZEB実証事業であることが補助金申請の要件となりました。

ZEBプランナーには、①ZEB相談窓口設置、②ZEBプランニング支援、③ZEBプランニング業務に関する目標と取り組み状況の公表、といった役割があります。



## 「ZEBリーディング・オーナー登録制度」の新設

ZEBリーディング・オーナー登録制度 (ZEBの広報・ブランド化、新築公共建築物での率先した取組)



平成29年10月27日時点 ZEBリーディング・オーナー登録件数: 15者 (15事例)

ZEBリーディング・オーナー一覧:  
[https://sii.or.jp/zeb29/leading\\_owner/search/example/](https://sii.or.jp/zeb29/leading_owner/search/example/)



ZEBの実現・普及に取り組む建築主 (地方公共団体、民間企業等の法人、個人) を「ZEBリーディング・オーナー」として登録し、広く公表することによってZEBの普及促進を図ります。

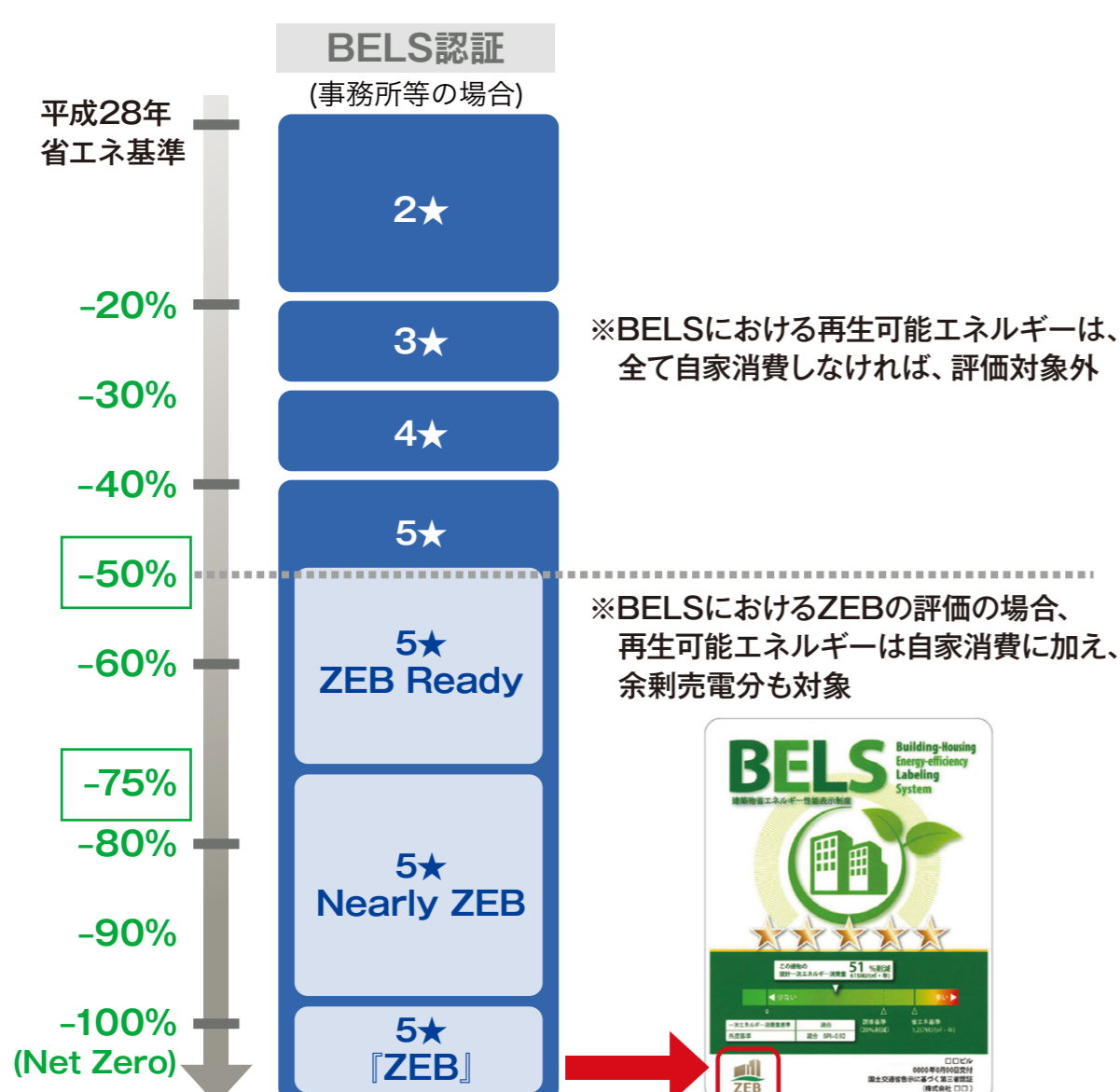
平成29年度以降のZEB実証事業では、補助事業として採択された後、補助事業者は事業完了までに「ZEBリーディング・オーナー」に登録完了することが要件となりました。

ZEBリーディング・オーナーには、①自らが所有する、または導入計画のあるZEBについての公表、②中長期のZEB導入計画と目標の公表、といった役割があります。



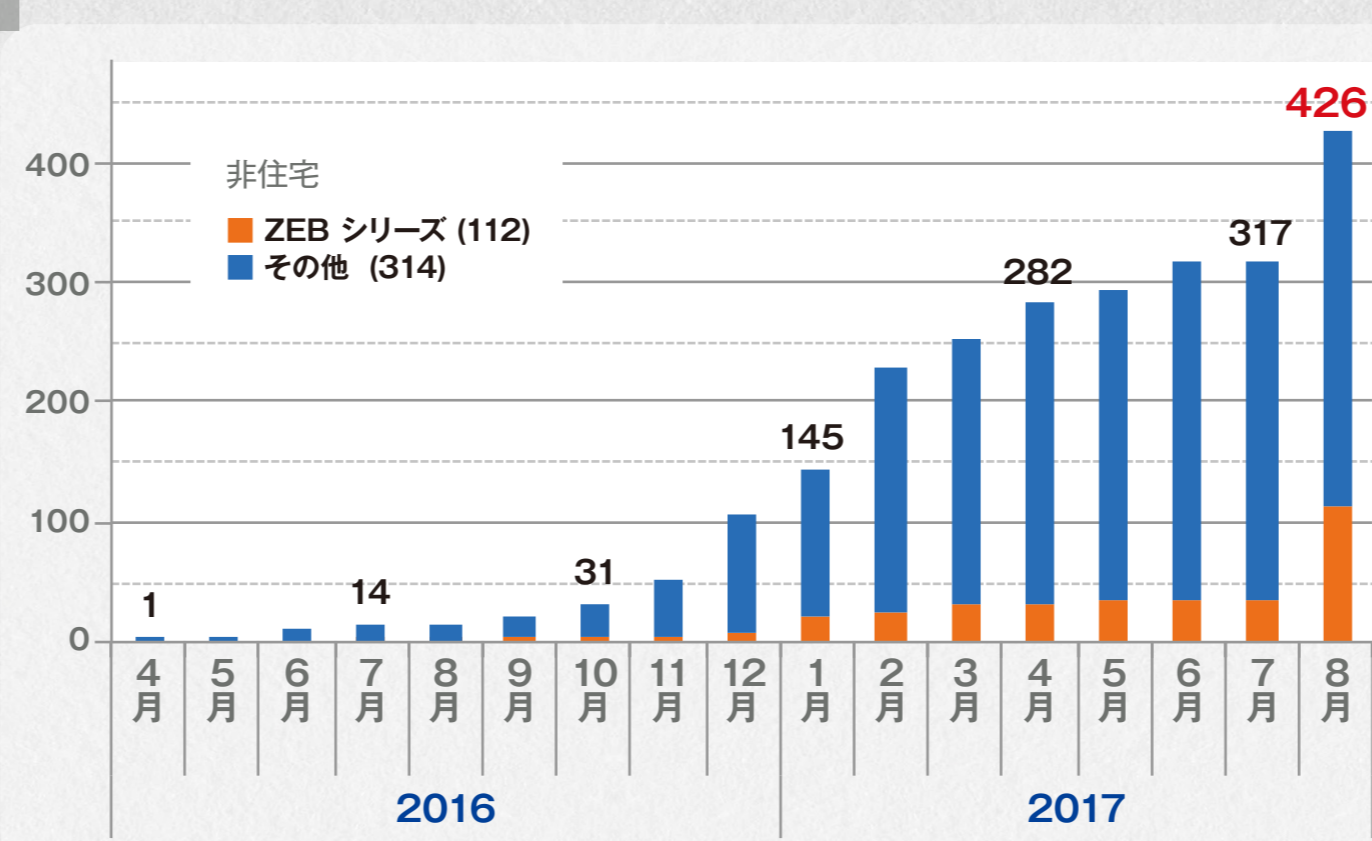
## ラベリング制度とZEBの位置づけ

ZEB認証とラベリング制度



省エネ性能の高い建築物の普及促進を図るために、さまざまな環境性能に関するラベリング制度や認定制度が普及しつつあります。

BELS取得件数の推移



主なラベリング制度

BELS  
(一社)住宅性能評価・表示協会

CASBEE  
(一財)建築環境・省エネルギー機構

# 国のZEB関連補助金

## 1 業務用施設等における省CO<sub>2</sub>促進事業（環境省）

この事業はいくつかの事業から構成されますが、ZEBに関連性の高い2事業について以下に紹介します。

### 1)テナントビルの省CO<sub>2</sub>促進事業(国土交通省連携事業)

対象建物	テナントビル
補助要件	環境負荷を低減する取り組みについてビルオーナーとテナントの協働を契約や覚書等で取り決めを結び、省CO <sub>2</sub> を図る事業であること
補助率・上限	① 運用改善に要する設備導入事業：対象経費の1/2を上限に補助(上限:50万円) ② 設備改修事業：対象経費の1/2を上限に補助(上限:5,000万円)

### 2)ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(経済産業省連携事業)

対象建物	地方公共団体の建築物及び延床面積2,000m <sup>2</sup> 未満の業務用建築物
補助要件	申請には「ZEBプランナー」が関与していること(一部の建物用途について)、事業完了までに「ZEBリーディング・オーナー」に登録完了すること、建物全体の一次エネルギー消費量を50%*以上削減できること、等の要件あり *再生可能エネルギーによる発電分、その他の一次エネルギー消費量は考慮しない
補助率・上限	対象経費の2/3を上限に補助(上限:3億円)
事業期間	・原則単年度事業 ただし複数年度事業を認める場合あり。複数年度事業は最長2年度

問い合わせ先 | 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 TEL:03-5521-8355

## 2 ネット・ゼロ・エネルギービル実証事業（経済産業省）

対象建物	延床面積2,000m <sup>2</sup> 以上の建築物、ただし一部用途や地方公共団体等の建築物は補助対象外
補助要件	基本的に1-2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業と同様
補助率・上限	・補助率は補助対象経費の2/3以内 ・補助金額の上限は5億円/年(複数年度事業について事業全体の上限は10億円)
事業期間	・原則単年度事業 ただし複数年度事業を認める場合あり。複数年度事業は最長3年度

問い合わせ先 | 経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課 TEL:03-3501-9726

## 3 サステナブル建築物等先導事業（省CO<sub>2</sub>先導型）（国土交通省）

対象事業	次の①～④のいずれか、またはそれらの組み合わせによるプロジェクトであって、省CO <sub>2</sub> の推進に向けたモデル性、先導性の高いものとして選定されたものを補助対象とします。 ①住宅・建築物の新築 ②既存の住宅・建築物の改修 ③省CO <sub>2</sub> のマネジメントシステムの整備 ④省CO <sub>2</sub> に関する技術の検証(社会実験・展示等)
補助率・上限	補助対象費用の1/2以内 ●建築物及び共同住宅の新築事業については、採択プロジェクトの総事業費の5%または10億円のいずれか少ない金額(標準単価方式による場合は総事業費の3.5%)が上限 ●戸建住宅については、建設工事等に係る補助額は1戸あたり300万円が上限

問い合わせ先 | 国土交通省 住宅局 住宅生産課 TEL:03-5253-8940